

電力供給契約書（案）

1. 件 名 沖縄県北部庁舎電力供給契約（単価契約）
2. 建築物の所在地 名護市大南1丁目13番11号（北部合同庁舎）
3. 契約期間 自 令和8年12月 1日
至 令和9年11月30日まで
4. 基本料金単価（消費税及び地方消費税の額を含む。）

常時電力基本料金単価	円／kW月
電力量料金単価（10月～6月）	円／kWh
電力量料金単価（7月～9月）	円／kWh
5. 契約保証金 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当する場合は免除とする。

上記の電力供給について、発注者沖縄県（以下「甲」という。）と供給者〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

（甲）発注者 住 所 那覇市泉崎1丁目2番2号

職 ・ 氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

（乙）供給者 住 所

商号又は名称

氏 名 印

(総則)

第1条 甲及び乙は、本契約書及び仕様書に基づき、沖縄県北部合同庁舎で使用する電気の供給に関し、日本国の法令を遵守し、この契約書及び仕様書のとおり供給契約を履行しなければならない。

2 乙は、仕様書に基づき沖縄県北部合同庁舎で使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間中、甲に供給するものとし、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。

ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項までに違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(使用電力量の増減)

第4条 沖縄県北部合同庁舎の電力使用量は、仕様書別表1に掲げる予定使用電力量を増減することがある。

(契約電力の増減)

第5条 各月の契約電力は、当該月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。

(使用電力量の計量)

第6条 乙は、毎月月末の午後12時に計量器に記録された値を読取り、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を甲の指定する部署に対し通知しなければならない。

(電力料金の請求及び算定)

第7条 乙は、前条の計量後、遅滞なく、当該月(以下のこの条において「使用月」という。)に係る電気料金の支払請求書を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求は、第4項の規定により算定した電気料金について行うものとする。

3 甲は、第1項の支払請求書が正当であると認めたときは、その書類を受理した日から30日を経過する日までに、電気料金を乙に支払わなければならない。

4 乙は、次の各号に掲げる料金に仕様書で規定した燃料費調整額及び再生可能エネルギー賦課金を加算し、使用月の電気料金を算定する。

一 基本料金は、本契約で定められた基本料金単価に契約電力を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)とする。

二 電力量料金は、本契約で定められた電力量料金単価に使用月の使用電力量を乗じて得た額とする。

(遅延利息)

第8条 甲は、電力料金を前条第3項に規定する期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を乙に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なくこの契約に基づく違約金又は賠償金を指定の期日までに支払わなかったときは、当該期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、その未支払額について支払遅延防止法第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算して得た金額に相当する遅延利息を甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、電力の供給に当たり甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によってその損害が生じた場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

一 乙が、天災その他不可抗力の原因による場合を除き、甲の需要に応じた電力の供給をする見込みがないと甲が認めたとき。

- 二 乙が、その責めに期すべき事由により、この契約に違反したとき。
- 三 乙が、本契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- 四 乙が、本契約の締結又は履行に当り詐欺その他不正行為をしたとき。
- 五 乙が、故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- 六 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合。
- 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約及び仕様書に定める事項に違反したとき。

(違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として契約解除後の残期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を甲の指定する日までに支払わなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

一 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（不当介入に関する通報・報告）

第13条 乙は、本契約に関して、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報および捜査上必要な協力を行うものとする。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により甲に通知することによって、本契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（機密の保持）

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

（補足）

第16条 乙は、この契約書に定めるもののほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとする。また、甲及び乙は、本契約及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。